

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年（2024年）6月に介護報酬改定が施行され、今までの処遇改善3加算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算）が「介護職員等処遇改善加算」へ一本化される事となりました。「介護職員等処遇改善加算」を算定する為には、

「介護職員等処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている事。」という要件を満たしている必要があります。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表致します。

区分	職場環境要件項目	当法人としての取組
入職促進に向けた取り組み	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	ハローワーク等における求人情報について、介護職員採用の際の経験及び資格条件の撤廃（不問）、採用年齢の撤廃（不問）、定年制の廃止を施行し、幅広い年齢層や経験を持つ者以外を対象とした採用の仕組みを構築している
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	介護等体験の希望者を毎年平均2名（各1週間）受入れ、介護事業への理解と関心が広まるよう地域社会及び教育機関等との連携を図っている
資質向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	今年度の資格希望者はいないが、過去に在籍した職員で当施設に勤務しながら初任者研修、実務者研修を修了し、介護福祉士国家資格まで取得した実績を有する 今後こうした資格希望者がいる場合には、勤務シフトの調整、積極的な有給の取得を促し、資格取得を支援していく次第である
	⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入	就業規則第62条に「エルダー・メンター制度」の記載を追加すると共に、新入職員との雇用契約締結の際の労働条件通知書内でエルダー・メンター担当者名を通知する事としている

両立支援・ 多様な働き方の推進	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	職員の事情等に鑑み、令和5年度においては男性育休制度（パパ育休）の活用、介護休業制度をそれぞれ1名が活用するなど、勤務シフトの調整等を行っている また現在の所非正規雇用職員から正規職員への転換の希望はないが、本人の希望で勤務時間を4時間→6時間へ延長するなど勤務体制等は適宜見直している
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	月ごとに有給休暇取得希望の確認表を作成し、事前に希望を確認している 事前に確認しておく事で、他人員により休暇取得者の業務をフォローできるため、特段の事情がない限りはほぼ希望通りに有給が取得できる体制を構築している なお、1つの職種（有資格者等）において、1人の従業者とならないよう、可能な限り同職種に2人以上の職員を配置するよう努力している
腰痛を含む 心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	職員のメンタルヘルス相談窓口を設置し、令和6年6月1日より当該窓口を就業規則内へ記載すると共に、雇用契約締結時の労働条件通知書内にも同様の内容を記載する事で周知を図っている
	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	緊急時の対応マニュアル、災害時対応マニュアル、苦情および事故発生時の対応マニュアル等、全て作成して職員がいつでも閲覧可能な棚に保管し、活用している
生産性向上のための 業務改善の取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている	「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動のツールなどを利用して業務課題の見える化、業務改善などを目指している
	⑲業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている	業務の手順書（マニュアル）などは1冊のファイルに全て収納されていて、基本的にはマニュアルを確認しながら業務を行えば大きな負担なく完遂できるように環境を整えている
	⑳介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。居宅サービスにおいてはケアプラン連携標準仕様を実装しているものに限り）及び情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末、インカム等）の導入	フロアには職員共用のタブレット端末（I-pad）を導入していていつでも利用者の情報などを確認する事が出来るようになっていて また介護ソフトをデイサービス2カ所に導入し、利用単位数などをICTで自動計算化、請求などにおける転記業務は不要となっている
やりがい・ 働きがいの醸成	㉑利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	定期的に勉強会、研修を開催し、プライバシー保護についてやトイレ介助時に留意すべき点などを学び、利用者本位のケアが出来るよう、努めている
	㉒ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	ケアの好事例、利用者やその家族からの謝意等を頂いた場合などは、情報共有に利用している介護ソフト上に記録し、タブレット端末で閲覧可能とする事ですべての職員へ周知している